



ごみ中間処理施設整備事業に係る環境影響予測評価書案
についての環境影響評価審査書

平成30年10月26日に厚木市長 小林 常良から提出がありました標記事業に係る環境影響予測評価書案に対する神奈川県環境影響評価条例第20条第1項の規定に基づく環境影響評価審査書は、別紙のとおりです。

令和元年7月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第13条に基づき、事業者である厚木市から、平成30年10月26日に提出のあった環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

ごみ中間処理施設整備事業

2 事業者

厚木市（都市計画決定権者）

※事業実施予定者 厚木愛甲環境施設組合
（構成市町村：厚木市、愛川町、清川村）

3 事業の目的

厚木愛甲環境施設組合を構成する厚木市、愛川町及び清川村の可燃ごみを焼却処理している厚木市環境センター（以下「現施設」という。）は、昭和62年竣工のため、現施設の老朽化が進み更新が必要となっていることから、厚木市金田地区に新たな廃棄物処理施設（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設。以下「計画施設」という。）を建設し、ごみの適正処理及び循環型社会形成に寄与することを目的とする。

4 事業の内容

本事業は、1日当たりの処理能力273トンのストーカ方式を採用したごみ焼却施設及び20トンの破碎・選別設備を備えた粗大ごみ処理施設の建設を行うものである。

また、上記の計画施設の配置エリア（約1.8ヘクタール）の北側エリア（約3.7ヘクタール）を構成市町村の災害廃棄物一時保管場所として、計画施設と一体的に整備する。

なお、本事業は都市計画に定めようとする事業であるため、条例に基づく手続を都市計画決定権者である厚木市が行っている。

5 事業実施区域

事業実施区域は、厚木市金田1611番イの1ほかで、市域の東端に位置する約5.5ヘクタールの範囲であり、現施設の北側に隣接している。また、相模川を挟んで、海老名市及び座間市との市境に近接している。

加えて、予測評価書案について周知を図る必要がある地域として事業者が定めた地域は、事業実施区域の周囲3キロメートルを包含する字の区域の境界であり、次の表のとおりである。

市名	字名
厚木市	松枝一丁目、松枝二丁目、元町、東町、寿町一丁目、寿町二丁目、寿町三丁目、水引一丁目、水引二丁目、厚木町、中町一丁目、中町二丁目、中町三丁目、中町四丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、田村町、幸町、泉町、厚木、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、旭町四丁目、旭町五丁目、吾妻町、関口、中依知、下依知一丁目、下依知二丁目、下依知三丁目、下依知、金田、三田南一丁目、三田南二丁目、三田南三丁目、三田、及川一丁目、及川二丁目、及川、林一丁目、林二丁目、林三丁目、林四丁目、林五丁目、妻田南一丁目、妻田南二丁目、妻田東一丁目、妻田東二丁目、妻田東三丁目、妻田西一丁目、妻田西二丁目、妻田西三丁目、妻田北一丁目、妻田北二丁目、妻田北三丁目、妻田北四丁目、妻田、王子一丁目、王子二丁目、王子三丁目、下荻野、飯山、戸室一丁目、戸室二丁目、戸室三丁目、戸室四丁目、戸室五丁目、恩名一丁目、恩名二丁目、恩名三丁目、恩名四丁目、恩名五丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目
海老名市	国分南一丁目、国分南二丁目、国分南三丁目、国分南四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、国分北一丁目、国分北二丁目、国分北三丁目、国分北四丁目、大谷南一丁目、大谷南二丁目、大谷北一丁目、大谷北二丁目、大谷北三丁目、大谷北四丁目、大谷、国分寺台一丁目、中新田一丁目、中新田二丁目、中新田三丁目、中新田四丁目、中新田五丁目、中新田、さつき町、河原口一丁目、河原口二丁目、河原口三丁目、河原口四丁目、河原口五丁目、河原口、上郷一丁目、上郷二丁目、上郷三丁目、上郷四丁目、上郷、下今泉一丁目、下今泉二丁目、下今泉三丁目、下今泉四丁目、下今泉五丁目、下今泉、上今泉一丁目、上今泉二丁目、上今泉三丁目、上今泉四丁目、上今泉五丁目、上今泉六丁目、上今泉、柏ヶ谷、望地一丁目、望地二丁目、勝瀬、今里、浜田町、扇町、泉一丁目、泉二丁目、めぐみ町
座間市	四ツ谷、新田宿、座間一丁目、座間二丁目、入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目
綾瀬市	早川、小園

6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は、厚木市の東部に位置する農業振興地域内の農用地区域であり、西側に圏央道、東側に相模川河川敷が隣接し、相模川・中津川・小鮎川の三川が合流する地点から、約1キロメートルの上流に位置する。

事業実施区域周辺は、相模川右岸の平野部に位置し、西側及び相模川を挟んだ東側に住居等、南側には工場等が存在しており、農地などの自然的土地利用と都市的土地利用が混在している地域である。また、事業実施区域の半径約1キロメートルから3キロメートルの範囲には、教育施設、医療・福祉施設及び文化・スポーツ施設等、環境保全に留意を要する施設が存在している。

II 審査経緯等

1 審査会の審議について

条例第20条第1項に基づき環境影響評価審査書を作成するに当たり、平成30年11月22日に、条例第75条第3号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）へ諮問し、以降6回にわたり審議が行われ、令和元年6月27日に答申があった。

答申では、計画施設の建設及び災害廃棄物一時保管場所の整備を計画していることについて、計画施設稼働後の環境影響を懸念する意見が地域住民等から出されていることから、より多くの住民の理解が深まるよう、今後も丁寧に説明していく必要があることや、災害廃棄物一時保管場所を緑地として整備することによって、区域内の水田環境が失われるため、この環境に依存する生物への影響に対する環境保全の取組を検討することが求められることなどについての指摘があった。

2 環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見について

条例第17条第1項に基づき、予測評価書案の縦覧期間中に事業者である厚木市に対し、12通の意見書が提出された。また、条例第19条第1項に基づき、平成31年3月9日に厚木市中町において公聴会を開催し、3人の公述人から、計画施設稼働後の土壌汚染等に関する環境保全上の見地からの意見があった。

3 関係市長意見について

条例第20条第2項に基づき、関係市長である海老名市長、座間市長及び綾瀬市長に意見を求めたところ、意見なしとの回答があった。

Ⅲ 審査結果

この予測評価書案に対して、環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、条例第20条第1項に基づき審査した結果は次のとおりである。

1 総括事項

本事業では、現施設の老朽化に伴い、事業実施区域の南側エリアに最新の技術を採用した計画施設を建設するとともに、北側エリアには災害廃棄物一時保管場所として、計画施設と一体的に整備することを計画している。

しかし、計画施設稼働後の土壌への環境影響を懸念する意見が地域住民等から出されているため、より多くの住民の理解が深まるよう、今後も丁寧に説明していく必要がある。

また、災害廃棄物一時保管場所は緑地として整備する計画だが、事業実施により区域内のすべての水田環境が失われるため、この環境に依存する生物への影響に対する環境保全の取組を検討することが求められる。

以上のことから、環境影響予測評価書（以下「予測評価書」という。）の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 事業内容

災害廃棄物一時保管場所は、地元自治会等の代表により取りまとめられた提言書の整備方針やコンセプトを踏まえ、緑地として整備する計画だが、災害廃棄物一時保管場所としての機能が損なわれないように配慮して整備する必要があることについて、法令等も用いて分かりやすく説明すること。

(2) 土壌汚染

施設の稼働による土壌への環境影響について、住民の関心が特に高いため「土壌汚染」を事後調査項目として選定することとしているが、土壌調査に当たっては、造成工事等で調査地点の状況が変化することを踏まえ、施設の稼働前後に盛土の表層を調査することにより、施設の稼働による影響を適切に評価できるようにすること。

(3) 騒音・低周波音

騒音等の予測における予測式及び予測条件は、環境への影響を把握する上で重要であることから、指針等を参考とする際には正確に引用する

とともに、分かりやすく示すこと。

(4) 植物・動物・生態系

ア 動物の調査について、神奈川県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に示されている調査方法に加え、「任意確認」及び「任意観察」も用いているが、この方法は技術指針に示される調査方法ではないことから、目的や具体的な手法を予測評価書に明記すること。また、こうした調査方法により得られた結果は、技術指針に沿った調査方法による結果と可能な限り区別して記載し、正確かつ分かりやすく示すこと。

イ 重要な動物種に係る予測評価に当たっては、その動物種の確認が実施区域内かその周辺か、どの程度の個体数を確認したのかを示すことが重要であることから、実施区域内及びその周辺区域の環境の改変程度と併せて、それぞれの種に応じて、可能な限り生態や確認状況を丁寧に記載することにより、地域個体群の存続に対する評価を分かりやすく示すこと。

ウ 事業実施により、区域内のすべての水田環境が失われ、この環境に依存する生物への影響が考えられることから、これらの生物の個体や地域個体群への影響の程度に応じて、実施可能な環境保全の取組を幅広く検討し、影響を回避又は低減できるように努めること。併せて、緑地のエリアについては、生物多様性の観点から、環境教育の場としても活用できるよう整備することが望ましいことを踏まえ、多様な生物が生息できる環境の確保に努めること。